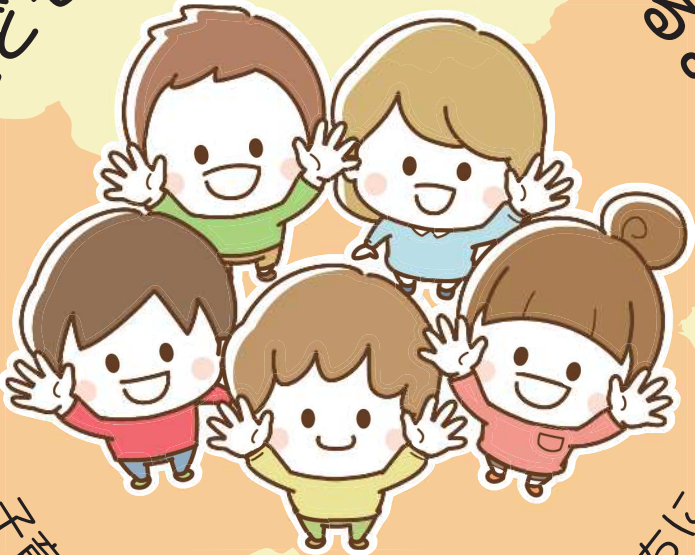


第1期

加東市こども計画

計画期間 令和7年度～令和11年度

すべてのこどもがしあわせを実感できるまち
かつう
～子育て子育てをみんなで支えあうまちに～



令和7年3月
加東市

はじめに



近年、急速な少子高齢化・核家族化の進展を背景に、こどもや若者を取り巻く環境が変化する中、一人ひとりが自分らしく幸せに暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

こうした社会を目指して、国では、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関として「こども家庭庁」を発足させるとともに、同年12月には今後5年間のこども政策の基本的な方針・重要事項を定めた「こども大綱」を決定しました。

本市では、平成27年3月に「加東市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期加東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、継続的に子育て環境の充実を図るための取組を推進してまいりました。また、市の最上位計画である「第2次加東市総合計画後期基本計画」の重点戦略の1番目として「県内No.1の子育て・教育環境づくりで親子の夢を叶える」を目標に掲げ、子育て世代に向けた取組を更に充実し、「結婚するなら加東市で」だけでなく、「子育てするなら加東市で」と思っただけのまちづくりを展開してきました。

この度、「第2期加東市子ども・子育て支援事業計画」の改定に合わせて、第3期加東市子ども・子育て支援事業計画等を包含し、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第1期加東市こども計画」を策定いたしました。基本理念を「すべてのこどもがしあわせを実感できるまち かつとう」と位置づけ、切れ目のない支援を継続するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者・子育て当事者への支援施策を更に総合的かつ計画的に推進し、今後も全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました加東市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、多くの市民の皆さま、関係機関、事業所等の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

加東市長 **岩根 正**

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 SDGsとの関連	3
6 計画の策定体制	4
(1) 加東市子ども・子育て会議の開催	4
(2) アンケート調査の実施	4
(3) パブリックコメントの実施	4
第2章 加東市のこどもに関する現状と課題	5
1 こどもを取り巻く現状	5
(1) 人口の状況	5
(2) こどもや家庭の状況	6
(3) 婚姻の状況	9
2 子育て家庭を取り巻く現状	10
(1) 就労の状況	10
(2) 子ども・子育て支援事業の利用状況	10
3 アンケート調査結果からみる現状と課題	14
(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	14
(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査	26
4 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画の総括	39
(1) 第2期計画の総括評価	39
(2) 施策の取組・方向性	40
5 こども計画策定に向けた課題・方向性	42
(1) ライフステージに共通した取組	42
(2) ライフステージ別の取組	43
(3) 子育て当事者への支援の取組	44
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本的な視点	46
3 基本目標	47
4 施策体系	48

第4章 施策の展開	49
基本目標1 こども・若者が自分らしく暮らせるまちづくり	49
基本施策(1) こどもの「生きる力」の育成	50
基本施策(2) 次代の親の育成	53
基本施策(3) こどもの貧困対策	53
基本施策(4) こども・若者に魅力あるまちづくり	56
基本目標2 すべてのこどもが健やかに育つ環境づくり	58
基本施策(1) こどもの健康づくり	59
基本施策(2) 親と子の健康づくり	60
基本施策(3) こどもの健全育成	61
基本目標3 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり	64
基本施策(1) 子育て支援の質と量の確保	65
基本施策(2) 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進	69
基本施策(3) 家庭の状況に応じた子育て家庭への支援	71
基本目標4 みんなで子育てを支えるまちづくり	75
基本施策(1) 支援を必要とするこどもへのきめ細やかな対応	76
基本施策(2) 地域の子育て環境の充実	79
基本施策(3) 安全・安心な環境づくり	81
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	85
1 教育・保育事業等の提供区域	86
2 児童人口の推計	87
(1) 就学前児童の人口推計	87
(2) 就学児童の人口推計	87
3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出	88
(1) 子どものための教育・保育給付	88
(2) 保育の必要性の認定	88
(3) 量の見込みの算出手順	89
(4) 家庭類型(現在・潜在)別児童数の推計	90
4 教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策	91
(1) 幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)	91
(2) 保育所及び認定こども園(保育所部分)	92
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	93
(1) 地域子育て支援拠点事業	93
(2) 利用者支援事業	93
(3) 一時預かり事業	94
(4) 病児・病後児保育事業	95

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	95
(6) 延長保育事業	96
(7) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）	96
(8) 妊婦健康診査事業	97
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	97
(10) 養育支援訪問事業	98
(11) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業）	98
(12) 子育て世帯訪問支援事業	99
(13) 児童育成支援拠点事業	99
(14) 親子関係形成支援事業	100
(15) 産後ケア事業	100
(16) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	101
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	101
6 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	102
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	102
第6章 計画の推進に向けて	103
1 計画の推進体制	103
2 計画の公表及び周知	103
3 計画の評価と進行管理	103
資料編	104
1 子ども・子育て会議条例	104
2 子ども・子育て会議委員名簿	105
3 策定の経緯	106
4 部署別取組一覧	107